十日町ビーチボール協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、十日町ビーチボール協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長の指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ビーチボール競技の健全な普及及び発展と会員の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技人口の拡大のための普及活動を行う。
- (2) 競技力向上のための研修、指導及び教室等の開催を行う。
- (3) 各種大会の開催を行う。
- (4) 各種大会への派遣及び後援を行う。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項を行う。

第3章 組織

(組 織)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する者(以下「会員等」という。)で組織する。

- 2 会員等は、次の2種とする。
 - (1) 会員 準会員以外の者
 - (2) 準会員 高校生以下の者
- 3 会員等の任期は、当該年度の入会申込書提出日から翌年度総会開催日まで有効とする。

第4章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 5名以上
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 1名以上2名以内

(役員の選任等)

第7条 会長、副会長及び理事長は、総会において選任する。

- 2 理事及び事務局長は、会長が任命する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員の補欠及び補充による役員の任期は残りの期間とする。

(役員の責務)

- 第9条 役員の責務は、次のとおりとする。
- 2 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
- 4 理事長は、理事を代表し、会務を処理運営する。
- 5 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 事務局長は、本会の事務及び会計を統括する。
- 7 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

- 第11条 総会は、会員の出席により年度当初に開催をする。
- 2 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 前事業年度の事業報告及び決算に関すること
 - (2) 本事業年度の事業計画及び予算に関すること
 - (3) 役員の選任に関すること
 - (4) 規約等の制定及び改正に関すること
- 3 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。
- 4 総会の議長は、参加した会員の中から選任する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意を得て決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。 (理事会)
- 第 12 条 理事会は会長、副会長、理事長及び理事(以下「構成員」という。)をもって構成し、必要に 応じて会長が招集する。
- 2 理事会は、総会に上程する事項及び会務の執行に必要な事項を協議する。
- 3 理事会は、理事の過半数以上の出席により成立する。
- 4 理事会の議長は、会長が行う。
- 5 理事会の議決は、出席した構成員の過半によるものとする。

第6章 専門部会

(専門部会)

第13条 本会の事業推進にあたり専門部会を設けることができる。

第7章 会 計

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8章 雜 則

(委 任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、本会の会務の執行について必要な事項は別に定めることができる。

第9章 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成31年4月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 3 この規約は、令和2年2月8日から施行し、令和2年1月1日から適用する。
- 4 この規約は、令和4年2月12日から施行し、令和4年1月1日から適用する。